

2016年（平成28年）11月28日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）4月28日付けで諮問された「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。11. 行政雇用関係者名簿」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。11. 行政雇用関係者名簿」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）2月16日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2016年（平成28年）2月2日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。11. 行政雇用関係者名簿」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「昭和40年代から50年代までの職員配置表及び業務分担表」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、異議申立人に対し同月16日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は同年4月21日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は同月28日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」とい

う。) に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 官庁に於ける図書名称は違っても、市民の税で生活してきている。何らかの存在があると考ええる。

イ 昭和40年代から50年代当時、当該請求趣旨に合致する文書を作成していないという実施機関の主張には疑念がある。また、当該請求趣旨に合致する内容の現在における文書が存在するのであればその文書の公開を希望する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

(1) 異議申立人は申立て理由の中で、「官庁に於ける図書名称は違っても、市民の税で生活してきている。何らかの存在があると考ええる」と主張するが、実施機関は本件請求に対して「行政雇用関係者名簿」という名称の文書に限定せず、請求者の請求の趣旨と想定される他の文書についても特定を行った上で決定を行っている。また、異議申立人が求める趣旨と想定される昭和40年代から50年代までの職員配置表及び業務分担表については、当時作成されていた記録がなく、作成されていたとしても保存年限を満了しているため廃棄されており不存在であることから、異議申立人の主張には理由が無く、認容できるものではない。

(2) 請求の趣旨に合致する文書については、当時のものは現存しておらず、作成されたことは確認できなかった。また、職員配置表については、過年度のものについては保存していないが、当該年度のものについては、市政資料として広く情報提供している。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

異議申立人による本件請求は「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。11. 行政雇用関係者名簿」の行政文書の公開を求めるというものである。これに対し、実施機関は、本件対象文書を「昭和40年代から50年代までの職員配置表及び業務分担表」と特定した。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、本件請求に対し「行政雇用関係者名簿」という名称の文書は不存在であるが、請求の趣旨と想定される文書として本件対象文書を特定し、公開拒否決定を行った。

イ これに対し、異議申立人は「官庁に於ける図書名称は違っても、市民の税で生活してきている。何らかの存在があると考え」と主張している。

さらに、異議申立人は、昭和40年代から50年代当時、当該請求趣旨に合致する文書を作成していないという実施機関の主張には疑念がある。また、当該請求趣旨に合致する内容の現在における文書が存在するのであればその文書の公開を希望すると主張している。

ウ 上記の点について、実施機関から、請求の趣旨に合致する文書については、当時のものは現存しておらず、作成されたことが確認できなかったということが口頭意見陳述により補足説明された。また、実施機関によれば、職員配置表は所掌事務遂行のために必要に応じて作成するものであり、その性質上、過年度のものについては不要となるので保存していないとのことである。

エ 以上のことに照らせば、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の主張については、必ずしも不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

オ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 2	行政文書公開請求受付
2. 16	行政文書公開拒否決定処分
4. 21	行政文書公開拒否決定処分に対する異議申立書受理
4. 28	実施機関から審査会へ諮問書の提出
5. 19	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 3	異議申立人から審査会へ意見書の提出
7. 7	異議申立人により審査会へ提出した意見書の取下げ
8. 29	異議申立人及び実施機関への意見聴取 審議
11. 28	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者